

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第1回）	
開 催 日 時	令和元年11月13日（水）13時25分から14時45分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 501会議室	
議長（委員長・会長）氏 名	会長 大坪津義	
委 員 氏 名	（出席者） 谷笹摩弥委員、岡前佳津子委員 石原政司委員、山國和志委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	企画総務部 坂根部長、砂町次長 企画総務部総務課 安井課長、岩本係長 議会事務局 小谷次長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	☒ 公開 ・ 非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・ 会長に大坪委員、職務代理者に谷笹委員を選出。 ・ 本審議会は、公開の会議とすることを決定。 ・ 資料の説明を行い、それぞれ意見をいただく。 ・ 次回の日程、場所については、次のとおり 11月21日（木）13時～ 市役所5階501会議室 ・ 次回の資料として、次のものを準備 人事院勧告と差が大きい市について、その理由がわかる資料 自治会長の報酬（調査可能な範囲で）	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） 会長 大坪 津義 ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
部長	1. 委嘱書の交付 2. 市長あいさつ 3. 委員の紹介（あわせて事務局職員の紹介） 4. 会長及び職務代理者の選出 それでは、次第4の会長及び職務代理者の選出についてですが、事前配布資料2ページの「宍粟市特別職報酬等審議会条例」第4条第2項に、会長は委員の互選によるとあります。互選ということで、委員の皆様からご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。
部長	最初の会議ということもあり、意見も出にくいかと思われます。事務局のほうに一任いただいてもよろしいでしょうか。
委員一同	（了承）
部長	それでは、大坪委員を会長に推薦させていただきたいのですが、委員の皆さまいかがでしょうか。
委員一同	（異議なし）
部長	ありがとうございます。 続いて職務代理者につきまして、同じく条例第4条第3項に、会長の指定する委員と規定されていますが、これもなかなか指名いただきにくいと思われます。事務局のほうで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。
大坪会長	会長になったばかりなので、事務局にお任せしたい。
部長	それでは、商工会から推薦いただいている谷笹委員を指名させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
部長	ありがとうございます。 それでは、大坪会長と谷笹職務代理者におかれましては、お手数ですが席の移動をお願いします。 （大坪委員、谷笹委員の座席移動）
部長	ここで、大坪会長より、一言ご挨拶をいただければと思います。
大坪会長	先日、事前配布資料を読んだが、判断の難しい審議会だと思う。事務局が会の日程を続けて組んでいるのはこういう理由があったからなのかと感じた。難しい話ですが、各委員さんの協力を仰ぎながら進めていきたいと考えているので、よろしくお願いします。 5. 諮問及び諮問内容の趣旨説明

部長	それでは、次第5の諮問及び趣旨説明について、市長から会長へ諮問書を提出させていただきます。
市長	(諮問書の朗読、会長へ提出)
会長	確かにお預かりしました。今後、審議を進めていきます。
部長	ただいまの諮問書は、当日配布資料の1ページに写しを添付しておりますのでご確認をお願いします。 ここで市長につきましては、当事者ということもあり、退席をさせていただきます。 (市長退席)
事務局	6. 資料の説明及び質疑応答 次に、次第6に入りますが、その前に本審議会の公開・非公開について、お諮りします。事前配布資料3ページの「宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定により、本審議会は、原則として公開するものとありますが、会議を公開することにより、率直な意見の交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができます。このことについて、ご意見をいただければと思いますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。 なお、本会議の会議録につきましては、委員さんの氏名を伏せた形でホームページ等で公開させていただくこととなりますが、議論をいただくこの会議の公開・非公開について、ご意見をお願いします。
大坪会長	本日の会議は誰も見に来られていないという認識でよいのか。
事務局	本日の会議は、公開・非公開の決定がまだのため、周知していない。公開ということになれば次回の会議から、ホームページ等で広報させていただく。
委員	(公開でかまわないとの声あり)
大坪会長	公開というかたちでよろしいか。
委員	(了承)
事務局	それではこの会議は、公開ということで進めさせていただき、次回以降は日程等を広報させていただきます。ここからの進行は大坪会長のほうからお願いします。
	それでは、次第6の資料の説明及び質疑応答に入ります。事務局から説明をお願いします。資料が多いのですが、一括して説明をお願いします。
事務局	(事前配布資料の説明) (当日配布資料の説明)
	質問等あればお願いします。

[REDACTED]	22 年度ぐらいから報酬等は、そのままずっと据え置かれているような状況か・・・。
事務局	事前配布資料の A 3 資料裏面を確認願う。人勧に準じて期末手当支給率を改定していれば、現在、4.5 月となる。宍粟市については、平成 28 年度に議会から意見が出され、期末手当支給率についても、この審議会で議論いただくこととなった結果、平成 29・30 年度は据え置くべきとの答申がなされた。 政令指定都市のような大きな市は、人事院の代わりに人事委員会があり、その勧告に基づき、給料等を決定されている。
[REDACTED]	特別職等については、土日なく、様々な行事に参加されている。
[REDACTED]	なかなか初めてのこともあり、意見が出にくいかもしれない。とりあえず次に進ませていただき、また何かあれば、その際、意見を願います。
[REDACTED]	7. 確認事項等
事務局	それでは、7 の確認事項等について、事務局からお願いします。
[REDACTED]	次回の会議は、次のとおり開催。
[REDACTED]	○日時：11 月 21 日（木）午後 1 時～
[REDACTED]	○場所：市役所 5 階 5 0 1 会議室
[REDACTED]	また、次回の会議までに必要な資料があれば、ご意見を伺いたい。
[REDACTED]	何かご意見等がありますでしょうか。
[REDACTED]	市長や議員等について、その報酬等は生活給でないと聞いているし、実際そうだと思う。
[REDACTED]	今回、様々な人事院勧告の基準や資料が示されているが、職員にとっての勧告等であり、また職員には生活給という部分がある。そのため、これらの基準等をどう捉えて、市長や議員の報酬等に反映させるのがよいのか、悩むところである。捉え方の資料等があればよいのだが…
[REDACTED]	職員の場合は、すべき業務等が決まっているが、市長や議員等はその都度色々と変わっていくだろうと思う。
[REDACTED]	生活給としてでなく、市長や議員等がどれだけの資質を持って取組んでいるのか、その立場でどういったことをされているのか考えるべき。そういったことも加味しながら報酬等を検討すべきではないか。
[REDACTED]	今、（議員に）立候補される場合は、月額いくらかは知っておられると思う。
[REDACTED]	ただそれを生活給と考えて、立候補されている議員はないと思う。
[REDACTED]	若い方が立候補された場合、生活給でないと言いながらも、この報酬等で生活するのは厳しいものがある。議員にも手当のようなものがあれば少し変わるのではないか。
[REDACTED]	別の職業を持つのは難しいのが現実なので…

事務局	市長・副市長・教育長については、常勤ということもあり、ほかに収入はないと思われ、生活給といえると思う。議員については、自営業等をされているケースもあり、生活給か否かは、それぞれケースにより違ってくる。 今、示している基準等をもって、どのように判断・評価すべきかは、2年前の会議でも同様の意見が出され、議員の議会活動（市役所へ登庁しての活動）状況等を示したが、それは議員活動の一部であり、市内で様々な意見を聴取されたり調査されたりもしているため、市役所へ登庁しての活動のみをもって推し量るのは難しい。
事務局	（生活給的な意味合いの）給料としてでなく、報酬として意識していくことが大切なのかと…
事務局	当市も含め、他市でも、若い世代が議員に立候補しない（できない）ことは課題となっており、その一つにこの報酬では生活がやっていけないということも議論されている。この審議会では、そういったことも含めて議論いただければと思う。
事務局	議員に推したい人間がいても、40代でこの報酬では、生活は厳しいと思われる。自営業でもしていないと…。
事務局	扶養手当など、何か報酬にプラスされることで、若い世代が希望を持てればと思う。年金世代でなく子育て世代が立候補されることで、見えてくるものは大きいと思う。
事務局	事前配布資料のA3資料の中で、人勧どおりされている市は、期末手当支給割合は4.5月とのことだが、いくらか離れていたり、また、大きく離れている市もある。なぜ離れているのか。調査はできるか、資料は出せるか。
事務局	可能である。
事務局	先ほどある市に確認したが、報酬等審議会の開催自体が、特別職または議会のいずれかからその声がなければ開催しない状況とのこと。ただ他市と比較し、乖離している状況がみられるため、今年は開催する方向で調整しているとのこと。
事務局	平成29年度の答申書の中で、「自治会長は議員と同じような（陳情や要望書など）活動をしているがボランティアに等しい報酬でやっている。」との記載があるが、自治会長の報酬はいかほどか。また、周辺自治体の自治会長の報酬はいかほどか。議員の定数を減らしたとしても、自治会長にしっかり活動していただければ、（議員の代わりに会議等に入ってもらえれば）十分な議論ができるのではないかと。
事務局	各自治会の世帯数や、充てられた職等によってバラツキもあるが、私の場合で年間250日ぐらい自治会長としての業務がある。世帯数によって市から交付されるお金もバラツキがある。調べられる範囲で構わないので、示していただければ…。

事務局	それぞれの立場から、また役割の違いから、同じ土俵で比較することは難しいと思う。行政は執行機関、議員は選挙で選ばれた議決機関である。
事務局	〇〇委員が言われたように何をもって基準として報酬を考えるべきなのか、過去の委員も悩まれたように思う。そんな中で、他市との比較であったり、自治体の財政状況等の比較等から総合的に判断されていると思う。色々な角度から意見をいただきたいと考えているので、その他にも必要な資料があれば可能な限り調査し審議会に提出する。
■	当事者側から「給料を上げてくれ」と言われているのであれば、検討しやすい部分もあるが、適正か否かと問われると難しい。人事院勧告等を基準に考えていくのがいいのか…。
事務局	先ほどの自治会長の報酬については、各自治会内の規約等で定められているところがほとんどだと思われるため、他市の分は調査がしづらい面があり、また、本市についてもそういった資料を見聞きした記憶はない。調査できる範囲となるが、確認する。
■	今回の市長や議員等の議論の中では、自治会長の報酬はあまり関係ないのではないか。
■	事前に資料を見ていたが、読めば読むほど、ポイントがわからなくなってしまう。
■	他に資料等について、意見や質問がなければ閉会としますが、よろしいか。
谷笹職務代理	8. 閉会 本日は長時間の審議お疲れ様でした。次回につきましても長時間の審議となります。21日の開催ですがよろしくお願いします。気をつけてお帰りください。